

# 肥料の品質の確保等に関する法律に係る 登録・届出の手引き

## 肥料販売の届出について



### 福島県農業総合センター

届出の提出先

〒963-0531

郡山市日和田町高倉字下中道116番地

福島県農業総合センター

安全農業推進部 指導・有機認証課

電話 024-958-1708

FAX 024-958-1727

E-mail [nougyou.anzen@pref.fukushima.lg.jp](mailto:nougyou.anzen@pref.fukushima.lg.jp)

## ■ 肥料販売に係る届出について

- 肥料を第三者に譲渡する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項に基づき都道府県知事へ届け出なければなりません。堆肥と稲わら等との物物交換や、継続して不特定多数の相手に堆肥等を無償譲渡する場合も「販売」に該当しますので、届出が必要です。
- 届出を県で受理した後、届出書副本を奥書して返還します。届出書の再発行はありませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
- 肥料販売の受理後は、肥料の種類にかかわらず肥料を販売することができます。
- 届出には有効期限はありませんので、更新のための手続きは不要です。ただし、届出事項に変更が生じた場合は変更届の提出が必要です。
- 肥料販売を止めた場合には、廃止届の提出が必要です。

## インターネットや農産物直売所等で肥料販売を行う場合について

- 下記の場合も肥料販売の届出が必要です。
    - ・インターネットオークションで肥料を販売する場合
    - ・フリマアプリで肥料を販売する場合
    - ・農産物直売所で肥料を販売する場合
    - ・自ら生産した肥料をインターネットや農産物直売所で販売する場合
- ※ 肥料販売の届出に加え、肥料生産の登録申請または届出も必要です。**
- 農産物直売所が、直接肥料を仕入れて販売する場合には、農産物直売所も肥料販売の届出が必要です。

## 肥料販売の届出に係る手続きについて

### 肥料販売業務開始届出書の提出について

- ・肥料の販売を開始してから2週間以内に、届出書2部の他、参考書類1部を、福島県農業総合センターへ提出してください（郵送の場合）。
- ・届出書は店舗ごとではなく、販売業者ごとに提出してください。同一の業者が店舗の追加（削除）のため届出をする場合は、変更届の提出となります。
- ・法人格を持たない任意組合や個人商店等からの届出は、代表の個人の届出となります。このため、届出書の届出者の「住所・氏名」の欄及び「1 氏名及び住所」の箇所には、住民票に記載されている代表個人の住所及び氏名を記入してください。
- ・新規に届出する販売業務を行う事業場及び保管する施設（店舗）の所在地が複数ある場合には、「2 販売業務を行う事業場の所在地」および「3 保管する施設の所在地」の欄に「別紙一覧のとおり」と記載し、店舗の所在地一覧表を添付してください。

### 参考書類について

- ・届出人を確認するために、以下の書類のいずれかを添付してください。
  - 法人の場合：「履歴事項証明書」（届出日から3か月以内に発行されたもの）
  - 個人の場合：「住民票抄本」（届出日から3か月以内に発行されたもの）

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  
- 2 販売業務を行う事業場の所在地
  
- 3 本県内にある保管する施設の所在地

記載例

肥料販売業務開始届出書

令和〇〇年××月◆◆日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住 所 福島市杉妻町◎番●●号 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

氏 名 株式会社福島 \*2)

代表取締役 福島 一郎 \*3)

\*3：押印不要です

(電 話) ○○○-○○○-○○○○

(F A X) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社福島 代表取締役 福島 一郎

福島市杉妻町◎番●●号

- 2 販売業務を行う事業場の所在地

福島市杉妻町◎番●●号 \*4)

\*4：所在地が複数ある場合は別紙一覧表を作成し「別紙のとおり」と記入してください

- 3 本県内にある保管する施設の所在地

福島市杉妻町◎番●●号 \*4)

\*4：所在地が複数ある場合は別紙一覧表を作成し「別紙のとおり」と記入してください

## 普通肥料の販売業者保証票について

○ 普通肥料を開封し小分け販売する場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第18条第1項の規定により「販売業者保証票」の添付が必須です。

**※ 保証票のない普通肥料の販売は、同法第19条第1項により禁じられています。また、同法第36条第2項で罰則及び科料も定められています。**

○ 販売業者保証票の様式は、同法施行規則第11条第1項により定められています。

○ 保証票には同法第20条で定める事項及び同法施行規則第11条の2で定める事項のみ記載できます。また、同条の規定により、**保証票には虚偽の記載をしてはなりません。**

○ 同法第24条の規定により、保証票の偽造・変造・不正使用や、変造した保証票・保証票に紛らわしいもの等を付けて肥料を販売することは禁じられています。

## 表示の方法

・ 同法施行規則第11条第1項の規定により、以下のように定められています。

・ **包装品等の場合**

・ 保証票を外部の見やすい場所にはり付け、縫い付け、針金、麻糸等で縛り付け、その他容器及び包装から容易に離れない方法で付けます。

・ **無包装品の場合**

・ 保証票を見やすい場所に付さなければなりません。

## 表示する文字の大きさ

・ 表示は8ポイント以上のサイズで、文字と背景が見分けやすいように表記します。

・ 肥料の正味重量が6kg未満の場合は文字サイズを適宜調整してください。

## 普通肥料の注意事項の表示について

○ 同法第21条の規定に基づき、普通肥料の場合、保証票とは別に施用上・保管上の注意事項や、原料による注意事項について表示する必要があります。

○ 表示事項は告示「肥料の品質の確保等に関する法律第二十一条第一項第一号及び第二号の規定に基づき普通肥料の表示の基準を定める件」のとおりです。

## 知事登録の普通肥料の表示事項について

・ 牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質または牛等を除く動物由来たん白質を原料として使用した肥料で、表示事項を記載しなければなりません。

・ 表示方法及び表示する文字の大きさは、以下のとおりです。

・ **包装品等の場合**

・ 外部の見やすい場所に、はり付け、縫い付け、針金、麻糸等で縛り付け、その他容器・包装から容易に離れない方法で付けます。

・ **無包装品の場合**

・ 見やすい場所に付さなければなりません。

・ 表示は8ポイント以上のサイズで、文字と背景が見分けやすいように表記します。

・ 肥料の正味重量が6kg未満の場合は文字サイズを適宜調整してください。

様式第11号（汚泥肥料を除く普通肥料の販売業者保証票の様式）

販売業者保証票
肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（%） 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所

※保証票の文字の大きさは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合は、文字の大きさは適宜としてください。

様式第11号（汚泥肥料の販売業者保証票の様式）

販売業者保証票
肥料の種類 肥料の名称 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所
主成分の含有量 炭素窒素比

※保証票の文字の大きさは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合は、文字の大きさは適宜としてください。

様式第11号（指定配合肥料の販売業者保証票の様式）

<b>指 定 配 合 肥 料 販 売 業 者 保 証 票</b>
肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所

※保証票の文字の大きさは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合  
は、文字の大きさは適宜としてください。

様式第11号（指定化成肥料の販売業者保証票の様式）

<b>指 定 化 成 肥 料 販 売 業 者 保 証 票</b>
肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所

※保証票の文字の大きさは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合  
は、文字の大きさは適宜としてください。

様式第11号（特殊肥料等入り指定混合肥料の販売業者保証票の様式）

特殊肥料等入り指定混合肥料 販売業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所
主成分の含有量

※保証票の文字の大きさは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合は、文字の大きさは適宜としてください。

※主成分の含有量は、生産した事業場における平均的な測定値により記載可能ですが。その場合、その旨を併せて記載します。

様式第11号（土壌改良資材入り指定混合肥料の販売業者保証票の様式）

土壌改良資材入り指定混合肥料 販売業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 材料の種類、名称及び使用量 混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合 正味重量 生産（輸入）した年月 生産業者（輸入業者）の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地 販売業者保証票を付した年月 販売業者の氏名又は名称及び住所
主成分の含有量

※保証票の文字の大きさは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合は、文字の大きさは適宜としてください。

※主成分の含有量は、生産した事業場における平均的な測定値により記載可能ですが。その場合、その旨を併せて記載します。

(普通肥料の販売業者保証票の記載例)

販売業者保証票	
肥料の種類	混合有機質肥料
肥料の名称	有機肥料2号
保証成分量 (%)	窒素全量 10.0 りん酸全量 10.0 加里全量 5.0
原料の種類	(窒素全量を保証または含有する原料) 蒸製骨粉、植物質類 備考：窒素重量の量の割合の大きい順である。
材料の種類、名称及び使用量	(使用されている効果発現促進剤) 硫酸第一鉄 (鉄として) 1.7% (使用されている組成均一化促進材) ゼオライト (使用されている摂取防止材) 消石灰 5%
正味重量	20 kg
生産した年月	◆◆年★★月
生産業者の氏名又は名称及び住所	○○株式会社 福島県郡山市日和田町☆☆字××
生産した事業場の名称及び所在地	○○株式会社 ○○工場 福島県福島市荒井字@@@番地
販売業者保証票を付した年月	△△△△年■●月
販売業者の氏名又は名称及び住所	株式会社福島 福島市杉妻町◎番●●号

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところ  
 ところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

## 堆肥、動物の排せつ物等の特殊肥料の販売業者による表示について

- 肥料の品質の確保等に関する法律第22条第2により、「堆肥」、「動物の排せつ物」及びこれらを原料とする「混合特殊肥料」については表示が義務付けられています。
- 小分け販売等する場合は、販売業者が表示者となって表示票を付ける義務があります。
- 届出を受理した都道府県について
  - ・販売業者が表示者となる場合、肥料販売の届出を提出した都道府県名を記載します。
- 生産(輸入)した年月
  - ・生産(輸入)した年月を販売業者が知らない場合には、「生産(輸入)した年月」を「表示をした年月」として年月を記載します。
  - ・表示票内に生産年月を記載することが困難な場合、生産年月の欄に記載箇所を表示し、他の箇所に記載することができます。

## 表示の方法

- ・包装品等の場合
  - ・外部の見やすい箇所に、表示票を印刷表示するか貼り付けます。
- ・無包装品の場合
  - ・表示票を添付して販売(譲渡)します。

## 表示する文字の大きさ

- ・表示は8ポイント以上のサイズで、文字と背景が見分けやすいように表記します。
- ・肥料の正味重量が6kg未満の場合は文字サイズを適宜調整してください。

## 上記以外の特殊肥料の表示について

- 「堆肥」、「動物の排せつ物」及びこれらを原料とする「混合特殊肥料」以外の特殊肥料を小分け販売等する場合は肥料の使用者への情報提供のため、令和2年12月1日付け農林水産省消費・安全局長通知「「肥料取締法の一部を改正する法律」の施行について」に基づく表示票を付けてください。
- 届出を受理した都道府県について
  - ・販売業者が表示する場合は、肥料販売の届出を提出した都道府県名を記載します。
- 生産(輸入)した年月について
  - ・生産(輸入)した年月を販売業者が知らない場合には、「生産(輸入)した年月」の欄を「添付した年月」とし、表示を添付した年月を記載します。
  - ・表示票内に生産年月を記載することが困難な場合、生産年月の欄に記載箇所を表示し、他の箇所に記載することができます。
- 販売業者の氏名又は名称及び住所について
  - ・「生産(輸入)業者の氏名又は名称及び住所」の欄の下に「販売業者の氏名又は名称及び住所」の文字を付して併記します。

## 表示での注意事項

- ・表示は8ポイント以上のサイズです。

販売業者が表示者となる堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料の表示票

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	
肥料の種類	
届出をした都道府県	
表示者の氏名又は名称及び住所	
正味重量	
生産した年月	(表示した年月)
原料	
主成分の含有量等	
窒素全量	
りん酸全量	
加里全量	
(銅全量)	
(亜鉛全量)	
(石灰全量)	
(可溶性硫黄)	
炭素窒素比	
(水分含有量 乾物で成分表示をする場合に表示)	
※ ( ) は畜種・含有量によっては表示するもの	

※保証票の文字の大きさは8ポイント以上ですが、肥料の正味重量が6kg未満の場合は、文字の大きさは適宜としてください。

堆肥、動物の排せつ物及び混合特殊肥料を除く特殊肥料の販売業者による表示票

特殊肥料	
肥料の種類	
肥料の名称	
届出を受理した都道府県	
正味重量	
添付した年月	
生産(輸入)業者の氏名又は名称及び住所	
販売業者の氏名又は名称及び住所	

※表示票の文字の大きさは8ポイント以上とする。

## 肥料販売の届出受理後の注意事項について

### 帳簿の備付と記録について

- ・肥料の品質の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え付けなければなりません。
- ・同法同条同項の規定により、肥料を購入（輸入）したとき及び生産業者・輸入業者・販売業者に肥料を販売したときは、その都度、肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名（名称）を記載しなければなりません。
- ・同法同条第3項の規定に基づき、帳簿は2年間保存しなければなりません。

### 不正使用等の禁止

- ・同法第24条第2項の規定により、他の生産業者・輸入業者・販売業者の氏名や、商標・商号・他の肥料の名称・成分が表示されている容器（包装）は、その表示を消さなければ、販売する肥料の容器（包装）として使用してはなりません。

※市販の肥料の袋を再利用して肥料を販売する場合は上記に該当します。

中味が誤認されないよう、この規定が定められています。

### 異物混入の禁止

- ・同法第25条の規定により、販売する肥料に品質が低下するような異物の混入は禁じられています。

### 虚偽の宣伝等の禁止

- ・同法第26条の規定により、販売する肥料の主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法に関して虚偽の宣伝をしてはなりません。
- ・同条第2項の規定により、販売する肥料について、その主成分若しくはその含有量、効果、原料又は生産の方法に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはなりません。

## 放射性セシウムの暫定許容値について

- 平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づく肥料、土壌改良資材、培土の放射性セシウム暫定許容値は400 Bq/kg（製品重量）です。

暫定許容値を超過する肥料を生産・販売しないよう注意してください。

## 肥料販売業務開始届出事項変更届について

- 住所（主たる事務所の所在地）や会社の代表者名、会社の名称等の変更、販売事業場の所在地もしくは保管施設の所在地の追加や削除等、届出事項に変更が生じた場合には、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づき、福島県知事へ届け出なければなりません。
- 変更が生じた日から2週間以内に、変更届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 法人の名称や代表者の氏名、主たる事務所の所在地が変更された場合には、変更を確認するため、履歴事項証明書を1部添付してください。
- 変更が生じた日から2週間以上経過した後に変更届を提出する場合には、別途「遅延理由書」を1部添付してください（様式は福島県農業総合センターへお問い合わせください）。
- 登記に時間を要するため、変更から2週間以内に変更届を提出できない場合には、事前に福島県農業総合センターへ御連絡ください。

※ 肥料の品質の確保等に関する法律では届出の「承継」はありません。

- ・ 世帯内の後継者への経営移譲や業務の相続
- ・ 任意組合での代表変更
- ・ 個人商店の代表者変更
- ・ 個人商店から法人化 等の場合には、  
すべて、当初届出の廃止及び新規届出の提出が必要です。

- 店舗名は届出事項ではありません。店舗名のみ変更する場合、変更届の提出は不要です。

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに、 年 月 日付け（届出受理番号 ）で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

## 記載例

### 肥料販売業務開始届出事項変更届出書

令和〇〇年★☆☆月●●日 \* 1)

\* 1 : 日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住 所 福島市杉妻町◎番●●号 \* 2)

\* 2 : 個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

氏 名 株式会社福島 \* 2)

代表取締役 福島 二郎 \* 3)

\* 3 : 押印不要です

(電 話) ○○○-○○○-○○○○

(F A X) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

さきに、令和〇〇年××月◆◆日付け\* 4) (届出受理番号◎◎◎◎) \* 5) で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

\* 4 : 最初に届出書を提出した日付を記入してください

\* 5 : 届出書副本に記載された受理番号を記入してください

⇒ 当初届出の年月日や肥料販売の届出受理番号を確認したいときには、福島県農業総合センター安全農業推進部までお問い合わせください

#### 記

#### 1 変更した年月日

(1) 令和〇〇年▼▼月●●日 \* 6)

(2) 令和〇〇年●月●日

\* 6 : 登記された日付ではなく、変更した事実が発生した日を記入してください

#### 2 変更した事項 \* 7)

(1) 代表者の氏名 (新) 福島 二郎

(旧) 福島 一郎

(2) 保管する施設の所在地の追加

福島市飯坂町平野○○○○

飯坂倉庫

\* 7 : 変更事項が複数ある場合、(1) …、(2) …と事項単位で列記してください

#### 3 変更した理由 \* 8)

(1) 取締役会の決議による

(2) 業務拡大のため

\* 8 : 変更理由が複数ある場合、(1) …、(2) …と理由ごとに列記してください

肥料販売業務廃止届出について

- 肥料の販売（譲渡）を止めた場合、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項に基づき廃止届を提出しなければなりません。
- 販売（譲渡）を廃止した日から2週間以内に、廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。
- 届出人が死亡した場合には、家族の方が代理人として廃止届を福島県農業総合センターへ提出してください。

**※ 法人を廃業する場合には清算人・破産管財人からの廃止届を提出をお願いします。**

**※ すでに肥料販売を廃止している場合でも、廃止届の提出なく県で届出を抹消することはありません。廃止届の提出を必ず行ってください。**

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに、 年 月 日付け（届出受理番号 ）で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記載例

肥料販売業務廃止届出書

令和〇〇年★月●●日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 福島市杉妻町◎番●●号 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所・氏名を記入してください

氏名 株式会社福島 \*2)

代表取締役 福島 二郎 \*3)

\*3：押印不要です

(電話) ○○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○●●

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

さきに、令和〇〇年××月◆◆日付け\*4) (届出受理番号◎◎◎◎) \*5) で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を令和〇〇年★月●●日\*6) に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

\*4：最初に届出書を提出した日付を記入してください

\*5：届出書副本に記載された受理番号を記入してください

⇒ 当初届出の年月日や肥料販売の届出受理番号を確認したいときには、福島県農業総合センター安全農業推進部までお問い合わせください

\*6：肥料販売を止めた日を記入してください

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

福島県知事 様

住 所

氏 名

（ 年 月 日死亡 ）

代理人

（届出人との関係 ）

（電 話）

（F A X）

（E-mail）

さきに、 年 月 日付け（届出受理番号 ）で肥料の品質の確保等  
に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に  
廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記載例

肥料販売業務廃止届出書

令和〇〇年★☆☆月●●日 \*1)

\*1：日付は西暦、和暦どちらでも可

福島県知事 ○○ ○○ 様

住所 郡山市日和田町高倉◎◎番●●号 \*2)

\*2：個人商店や任意組合の場合は代表個人の住所を記入してください

氏名 郡山 太郎 \*3)

( 令和◎●年十月\*日死亡 )

代理人 郡山 花子 \*3)

\*3：押印不要です

(届出人との関係 長女 ) \*4)

\*4：長男・妻など、亡くなった届出人からの続柄を記入してください

(電 話) ○○○-○○○-○○○○

(FAX) ○○○-○○○-○○○○

(E-mail) \*\*\*\*@□□□□

さきに、令和〇〇年××月◆◆日付け\*4) (届出受理番号◎◎◎◎) \*5) で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た肥料販売業務を令和◎●年●●月▲▲\*7) に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

\*4：最初に届出書を提出した日付を記入してください

\*5：届出書副本に記載された受理番号を記入してください

⇒ 当初届出の年月日や肥料販売の届出受理番号を確認したいときには、福島県農業総合センター安全農業推進部までお問い合わせください

\*7：亡くなる以前から肥料販売を止めていた場合には、その時期の日付を記入してください